

2016 年 1 月 吉日

東京西川のチェーン店に対する仮処分命令申立て事件に係る東京地方裁判所の決定について

弊社は、西川産業株式会社（以下、「東京西川」といいます。）のチェーン店を運営し、東京西川の商品を販売する会社 3 社を相手方（以下、債務者 A、B、C といいます。）として、3 社の販売活動における行為が不正競争行為（不正競争防止法 2 条 1 項 1 3 号の品質等誤認惹起行為又は 1 4 号の営業誹謗行為）に該当するとして、各行為の差止を求める仮処分の申立てを東京地方裁判所に行っておりました。東京地裁は、2016 年 1 月 15 日付けで、弊社の申立てを一部認める仮処分決定（以下、「本決定」といいます。）を出しました。

本決定の概要は下記のとおりです（なお、以下「債権者」とは弊社を意味します。）。

株式会社エアウィーヴ

代表取締役会長 高岡 本州

記

第 1 主文（裁判所の結論）

「1 債務者 A は、『クラウドウェーブ』の販売に当たり、別紙の POP 広告を表示してはならない。」

（別紙の POP 広告）



「2 債務者 B は、…顧客に対し、債権者は糸をお湯の中に入れて曲がったことがきっかけで布団を作り始めた旨の事実を告知し又は流布してはならない。」

airweave



「3 債務者Cは、顧客に対し、以下の事実を告知し又は流布してはならない。

- (1) 債権者は釣り糸を作っている会社である旨
- (2) 債権者の販売する『エアウィーヴ』は再利用できない旨」

第2 理由（骨子）

1 債務者AによるPOP広告の表示について（不正競争防止法2条1項13号）

「本件POPは、…『エアウィーヴ』には『欠点』があり、東京西川の『クラウドウェーブ』はこれを独自技術で改良したものであるとの印象を与えるもの」

「債務者Aは、…その裏付けとして、測定実験報告書…を提出する。しかしながら、…『クラウドウェーブ』が『エアウィーヴ』よりも優位なのは、実際の製品から中芯のみを取り出して比較した場合というのであって、『エアウィーヴ』の実際の製品と比較した場合においてはむしろ『同等の結果となった。』と記載されている」

「…本件POPは、『クラウドウェーブ』の品質について誤認をさせるような表示をしたもの」

2 店舗での債務者Bによる発言について（同法2条1項14号）

「『債権者は、糸をお湯の中に入れて曲がったことがきっかけで布団を作り始めた』旨の発言…は、…虚偽であった」

「（債務者Bの販売担当者）は、債権者の製品の信用を低下させることによって、東京西川の製品を勧めようとしたものであることが十分にうかがえる…。…債権者の営業上の信用を害する」

3 店舗での債務者Cによる発言について（同法2条1項14号）

(1) 「『債権者は釣り糸を作っている会社である』旨の発言…は、…虚偽であった」

「（債務者Cの販売担当者）は、債権者の会社としての信用を低下させる目的で発したことが十分にうかがえる…。…債権者の営業上の信用を害する」

(2) 「『債権者の販売する『エアウィーヴ』は再利用できない』旨の発言…は、…虚偽であった」

「（債務者Cの販売担当者）の上記発言は、債権者の『エアウィーヴ』は再利用することができない旨を伝え、もって、債権者の製品が環境に負担となり、資源の再利用等の観点からも問題である旨の印象を与える…債権者の営業上の信用を害する」

4 「債務者B及び債務者Cは『債権者の調査員の挑発・誘導がなければこのような発言をする可能性はない』などと主張するが、その裏付けを欠く上、そもそも具体的にどのような『挑発・誘導』があったために発言に至ったというのか、その主張をみても必ずしも明らかとはいえない。…保全の必要性がある」

以上

